

医療管理者資格認定制度規則

平成 31 年 4 月 1 日施行

令和 4 年 4 月 1 日改正

第1章 総則

第1条 医療管理者資格認定制度(以下「本制度」という。)の医療管理者(以下「管理者」という。)は医療の高度化、複雑化する医療制度に対応する病院の経営手腕を身に付けるため、認定医療技術部門管理者の知識に加え、人材管理も含めた病院運営全般を担いえる人材を育成し、医療経営の適正化と医療水準の維持及び向上に寄与し、保健医療福祉に貢献することを目的とする。

第2条 この制度は日臨技認定センター運営規程に基づいて実施する。

第3条 この制度の実施に必要な事項を定めるため、医療管理者資格認定審議会(以下、「審議会」という。)を設置する。

第4条 審議会は一般社団法人日本臨床衛生検査技師会(以下「日臨技」という。)の提携大学および有識者から委員を選出する。

1 委員は日臨技から3名以内、提携大学及び有識者からそれぞれ若干名とし、合計6名以内とする。

2 委員の任期は2年とし6年を上限とする。ただし、提携大学および有識者の委員はこの限りでない。

3 補欠または増員により選任された委員の任期は、前項の規定に関わらず前任者のまたは他の現任者の在任期間とする。

4 委員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

第5条 審議会の議決は、構成委員の過半数が出席し、出席者の過半数の同意をもって行う。

第6条 審議会の議決は、日臨技認定制度協議会の議決を経て承認される。

第2章 管理者の受験申請者の資格

第7条 管理者の試験受験を申請するものは、次の各項の条件を全て満たす者であり、虚偽の申請があった場合、2年間の受験資格停止を行うこととする

- 一 日本臨床衛生検査技師会の会員であり、受験申請の直近5年以内の「日臨技生涯教育研修制度」修了者であること
- 二 審議会が認める提携大学の修士課程を修了していること
- 三 臨床検査技師として10年以上の従事歴があること
- 四 所属施設長の推薦があること

- 五 所属施設における実績を記したレポートを提出すること
- 六 日臨技主催の医療技術部門管理資格認定制度集合研修 A および B の受講歴があること

第 3 章 医療管理者資格の認定

第 8 条 資格審査および認定試験は、審議会の責任において実施し、試験に合格した者を認定する。

第 9 条 管理者の有効期限は 5 年間とし、本制度の水準を維持するために認定更新を行う。有効期限満了日の 5 年前から審議会が定める資格更新審査基準単位数を充足すること。5 年間に取得すべき資格更新審査基準単位は別表に定める。

第 4 章 管理者の資格喪失

第 10 条 管理者は 1 号から 2 号に該当する場合は自動的に資格を喪失し、また、3 号の場合は審議会が決定し、日臨技認定制度協議会の決議をもって認定資格を取り消すことができる。

- 一 管理者（仮）を辞退したとき。
- 二 審議会が認める講習会を受講しなかったもの。
- 三 管理者としての適格性を欠くと認めたとき。

第 5 章 ワーキンググループの設置

第 11 条 審議会は公平且つ円滑な認定試験実施ならびに資格更新制度維持のためワーキンググループを設置する事が出来る

- 一 試験ワーキンググループ。
- 二 資格更新・研修会ワーキンググループ。
- 三 委員の任期は 2 年とし 6 年を上限とする、但し、提携大学および有識者の委員はその限りではない。
- 四 補欠または増員により選任された委員の任期は、前項の規定に関わらず前任者のまたは他の現任者の在任期間とする。
- 五 委員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

第 6 章 規則の改廃

第 12 条 この規則の改廃は審議会の議決を経て、日臨技認定制度協議会の承認を受けなければならない。

第7章 補則

第13条 この規則は平成31年4月1日から施行する。
この規則は令和4年4月1日から改正する。